

正 誤 表

第7巻 史料2

頁	段・行	誤	正
(前文) 3	12	史的発展	史的展開
目次7	4	[20] 明治 卅二年ヨリ 卅四年一月	[20] 明治 卅二年度ヨリ 卅四年一月
11	15	聯隊 (二大隊)	聯隊 (三大隊)
14	4	五〇銭	五〇銭、同六歳以下金三円二五銭
26	2	中隊 (兵卒二〇〇名)	中隊 (兵卒二四〇名)
37	4	屯田兵給与の譲渡	屯田兵給与地の譲渡
38	2	四六府県)	四五府県)
39	18	二〇〇	二四〇
55	8	永泉正保	小泉正保
59	17	三月二十九日	三月二十五日
62	2	北海道並樺太兵事沿革	北海道及樺太兵事沿革
67	5	おおききをおとし 大迫尚敏	おおききをおほる 大迫尚敏
91	17	北海道並樺太兵事沿革	北海道及樺太兵事沿革
92	7	牛朱別に挟まれた	牛朱別川に挟まれた
92	〔第9表〕	広島 30 24 54	広島 30 25 55
		山口 27 25 52	山口 27 24 51
		鳥取 18 10 28	鳥取 19 10 29
		島根 9 7 16	島根 8 7 15
94	9	昭和五十三年	昭和五十五年
"	13	北海道総務部文書課	北海道総務部行政資料室
95	12	大略五割強	大略五割弱
102	32	〔(C)-No.2の簿書名欄〕 明治26年地所 (第三中隊)	明治26年度地所 (第一中隊)
"	35	〔(C)-No.5の簿書名欄〕 行事演習日記	行軍演習日記
104	27	[9. 5. の行の事項欄] 第2中隊制成	第2中隊編成
105	18	[23. 8. 29の行の法令・号数欄の空欄]	勅令第184号
"	18	[23. 8. 29の行の出典欄] 職官	職官、全書
"	33	[26. 9. 13の行の法令・号数欄の空欄]	勅令第98号
"	"	[上同行の出典欄] 職官	職官、全書

頁	段・行	誤	正
105	41	[29. 5. 11の行の事項欄] 条例廃止	条例廃止シ、師団司令部条例ヲ改正
106	3	[29. 6. 3の行の事項欄] (29. 6. 3施行)	(29. 6. 4施行)
"	38	[28. 2. 9の行の事項欄] (28. 2. 9施行)	(28. 2. 13施行)
107	13	[35. 4. 10の行の事項欄] (35. 4. 10施行)	(35. 4. 11施行)
108	3	屯田兵招募規則設定	屯田兵招募規則制定
133	1	(二十六年分五件)	(二十六年分九件)
185	上段7	乗馬本分ノ将校	乗馬本分 ^(騎兵) ノ将校
"	上段9	将校同当	将校同相当
190	上段16	[4-53]	[欠]
"	上段17	[4-54]	[4-53]
"	下段7	飛鳥井恒磨	飛鳥井恒磨 ^(騎兵)
195	上段3	飛鳥井恒磨	飛鳥井恒磨
207	下段8	下土拝闌	下土拝賀
217	上段10	出張員より	出張員ヨリ
"	下段4	只今より	只今ヨリ
220	下段10	[四才未滿欄] (一)	(二)
222	下段7	[戸主姓名欄] 朋石 六二	明石 六二
224	下段2	[戸主姓名欄] 對島 六蔵	對島 六蔵
"	下段17	[戸主姓名欄] 河村清十郎	川村清十郎
225	下段1	旭川分署より	旭川分署ヨリ
244	下段11	酒保賄請負人	酒保賄請負人
254	下段1	同 二斗	同 貳斗
257	上段2	第五給養長	第五給養長 ^(南廠)
270	上段7	[村井源次郎の現役年期欄] 二十二年十二月十二日	二十二年十二月十三日
284	下段12	中隊長医官	中隊長付医官
292	上段7	^(実) 「第三八号」	^(実) 「達第三八号」
302	上段11	^(実) 「命第十四号」	^(実) 「命第一四号」
306	下段15	林 才次郎	林 才治郎
325	上段6	^(井川)	^(井川)
334	下段四	厩卒兵	厩 卒兵
335	上段3	他ハ撤スベシ	他ハ撤スベシ
344	下段1	衛兵位置	衛兵ノ位置
346	下段5	之ヲ撤スベシ	之ヲ撤スベシ

頁	段・行	誤	正										
374	下段10	第一 [㊦]	第一 [㊦]										
379	下段 1	^{〈欄谷〉} 八 [㊦] 班長	八 [㊦] 班長										
"	下段 6	七 [㊦] ^{〈欄谷〉}	七 [㊦]										
380	下段 8	谷垣元之 ^蒸	谷垣元之 ^蒸										
425	下段 3	(復写印刷)	(復写印刷)										
428	10	[計欄] 三〇〇一、三三九 ^坪	三〇〇一、二三九 ^坪										
"	16	公有 ^現 産純益高	公有 ^財 産純益高										
443	上段 8	自今事 ^最 急ヲ	自今事 ^ノ 最急ヲ										
482	上段11	分家願 ^之 儀二付申進	分家願 ^ノ 儀二付申進										
489	上段 3	七軍二七六号	七軍第二七六号										
492	上段 6	四大隊改正案 ^ノ 通りノ者御給与相成候様致度此段上申進	四大隊改正案 ^ノ 通りノ者御給与相成候様致度此段申進										
496	上段 ^図	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="text-align: center;">車</td><td style="text-align: center;">川</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">勝</td><td style="text-align: center;">勝</td></tr> </table>	車	川	勝	勝	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td style="text-align: center;">車</td><td style="text-align: center;">水</td><td style="text-align: center;">川</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">勝</td><td style="text-align: center;">徳</td><td style="text-align: center;">勝</td></tr> </table>	車	水	川	勝	徳	勝
車	川												
勝	勝												
車	水	川											
勝	徳	勝											
"	下段 3	午後七時	午后七時										
500	上段12	一雞約二十 ^羽 流失	一雞約二十 ^拾 羽流失										
501	下段 1	一戸ヲ除ク外ハ	一戸ヲ除ク ^ノ 外ハ										
503	下段 6	式斗入 ^四 樽	(式斗入) 四樽										
507	上段18	壤土ニシテ	壤土ニシテ										
519	下段13	御主意 ^二 相悖リ	御主意 ^ニ モ相悖リ										
521	上段 9	入ル、候見込	入ル、見込										
522	上段15	阪下堤防	阪下堤防										
523	下段15	金壹円四 ^四 銭	金壹円四 ^{十四} 銭										
528	上段 5	生嶋喜代太	生嶋嘉代太										
"	下段 ^図	川勝 為一 同	川勝 為一 給与 ^地										
529	下段 8	浸水セリト雖モ	浸水セリト雖 ^ト モ										
"	下段11	ウシシユベツ川	ウシシユベツ川										
530	上段11	浸水セリト雖モ	浸水セリト雖 ^ト モ										
532	上段 3	二付返置可為致	二付返 ^還 可為致										
552	上段14	同 河田 門藏	同 同 河田 門藏										
583	下段 3	寄 ^属 スル事	寄 ^寓 スル事										
603	下段16	売却セシコト	売却セ ^シ コト										
629	上段17	其内ヨリ運搬 ^費	其内ヨリ運搬 ^賃										

頁	段・行	誤	正
634	上段3	百五十六番地	百五十八番地
635	下段15	目的ヲ以て	目的ヲ以テ
663	下段6	松本千代吉	松木千代吉
672	上段8	銃剣 壺組	銃剣 壺振
674	上段7	衰弱相加ハリ死亡	衰弱相加ハリ死去
685	上段4	セシメントキ	セシメシトキ
706	上段8	家出之儘帰家セス	家出之儘帰宅セス
716	下段7	及御照会也	及御照会候也
748	下段1	法則ヲ尊奉	法則ヲ遵奉
861	10	[四月廿二日欄] ○午後〇時卅分江部乙発	○午後〇時卅六分江部乙発
866	上段5	四千貳壺百	四千貳百
870	下段6	これを共に	これと共に
877	上段2	総反別 開墾地	開墾地 総反別
902	下段14	[紋別の点呼区域欄] 瑠璃	瑠璃
"	下段16	[稚内の点呼区域欄] 白尻	眞白尻
907	下段12	[紋別の点呼区域欄] 瑠璃	瑠璃
960	上段11	砲兵長候補生	砲兵工長候補生
999	7	[動員令達書の摘要欄] 動員区分に随フ	動員区分ニ随フ
1113	上段14	明治参十四年八月廿二日	明治参拾四年八月廿二日
1130	上段13	右之通り御座候也	右之通りニ御座候也
1141	下段3	後備兵村村務主任副官 御中	後備役兵村村務主任副官 御中
1150	未行	[要塞砲兵射撃教範中改正の員数欄の空欄]	・
1151	12	[陸軍成規類聚の員数欄] 一	二
"	13	[歩兵工作教範草案の員数欄] 二	一
1153	1	海岸砲壘砲	海岸砲単砲
1195	上段11	救護スルコト	救養スルコト
"	下段17	金八円四拾五銭	金八円貳拾五銭
1202	下段7	右照会ス橋	右照会ス
1220	上段14	御趣意ヲ奉載シテ	御趣意ヲ奉戴シテ
1227	7	[家族ノ員数欄] 六十才以上	六十才以上
1230	4	[家族ノ員数欄] 七十才以上	六十才以上
1236	上段7	他人ノ手ニ渡シ	他人ノ手ニ帰シ